

平成二十一年六月十六日受領
答弁第五〇五号

内閣衆質一七一第五〇五号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する質問に対する答弁書

一について

裁判官の職にあつた者からの検察官への任命及び検察官の職にあつた者からの裁判官への任命を始めとする法曹間の人材の相互交流は、国民の期待と信頼にこたえ得る多様で豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するため、意義あるものと考えている。

なお、このような法曹間の人材の相互交流が開始された経緯は、資料等が存在せず不明である。

二について

お尋ねについて、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

なお、平成二十年に、裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者は五十六人、検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者は五十五人である。

三について

法曹は、裁判官、検察官、弁護士いずれの立場に置かれても、その立場に応じて職責を全うするところに特色があり、一元的な法曹養成制度や弁護士の職にあつた者からの裁判官及び検察官への任命等もこ

のことを前提にしている。したがって、法曹間の人材の相互交流により、裁判の公正、中立性が害され、「裁かれる者にとって不利な状況」が生まれるといった弊害が生じるとは考えていない。